# 広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	知的所有権制度における正義の考察 : ロールズとノージックの理論を通して
Author(s)	余, 佳城
Citation	倫理学研究 , 26 : 15 - 23
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/50882
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050882
Right	
Relation	



## 知的所有権制度における正義の考察 --ロールズとノージックの理論を通して

余 佳城

#### はじめに

研究倫理において盗用や剽窃の禁止は、知的所有権という法的権利によって保障さ れている。道徳的権利としての知的所有権は、実際の制度としての知的所有権制度を 形成している。そして知的所有権制度は、一方では、知的所有の独占を所有者に認めた が、他方ではその独占に対する有効期間を設定している。なぜ独占に対して有効期間 を設定しなければならないのか。端的に言って、制度による独占は、不公平の問題を避 けられない。つまり、知的所有権制度には知的所有権の独占によって不公平の問題も 生じるのである。 例えば、 既知の発明は発明の機会を減少してしまったし、 独占の保護 を通してその発明が他人の利用を禁止することによって他の人の状況を悪化させるこ とにもつながる。このように不公平の問題が発生したと考えられる。それゆえ、知的所 有権制度における正義の考察は、そのような不公平の問題を対象にする。ここで、正義 という言葉はもっぱら制度の評価基準という意味をもつ。その意味での正義という視 点から、知的所有権制度における正義という課題は知的所有権制度の正しさに焦点を 当てる。本稿は、現行の知的所有権制度の良し悪しを論じるのではなく、制度の評価基 準である正義の視点から知的所有権制度の拠り所を明らかにし、またそのような検討 によって知的所有権に対する理解を深めることを目的とする。またその考察の手がか りとして、アメリカの哲学者ロバート・ノージックとジョン・ロールズの理論を手がか りとする。

#### 一、知的所有権制度の設置目的

そもそも、現代において知的所有権制度が設置されたのは、知的所有権という権利の主張に重点を置いたからではなく、その権利を通して文化や人類の発展に寄与しないフリーライドという特定の模倣行為を規制するためである¹。一般的には、模倣は人類の発展に大いに寄与したものであると考えられる。なぜなら、模倣は人類が発展への欲望を実現する方途とみなされるからである。例えば、「どのように立派な学者でも、

<sup>1</sup> 中山信弘(1996)『マルチメディアと著作権』岩波新書、4 頁参照。

芸術家でも、先人の業績の上に自己の業績を開花させている」<sup>2</sup>と述べられるように、模倣は学術や芸術、さらに人類の発展といった方面で重要な働きをしている。一方、不適切な模倣行為は人類の発展を阻害するという消極的な作用が大きい。なかんずく、フリーライドという模倣行為は他人の創作行為や信用にばかりでなく、産業の発達や文化の発展にもマイナスの影響を与える<sup>3</sup>。とりわけ、情報化しつつある現代社会においては、模倣の消極的な作用がもはや無視できない深刻な問題となっており、それゆえ、従来のあらゆる模倣行為に対する寛容さはもはや時代に適合しなくなってしまった。知的所有権制度はこのような「すべての模倣行為を放任することも妥当でない」<sup>4</sup>とする時代を背景に設置された。要するに、フリーライドという模倣行為が深刻な問題となったので、それを法的に禁止しなければならなくなった。そのため、知的所有権制度における知的財産法は模倣行為を許される模倣(創造に導く模倣)と許されない模倣(単純模倣、フリーライド)に区分し、許されない模倣を規制することを目的とする<sup>5</sup>。

では、規制の目的を有する知的所有権制度はいかなる理念を基にして設置されたのか。主流の意見によれば、現行の知的所有権制度はロックの労働所有説における「労働」という価値項目に基づいて設置された6。ロックの労働所有説によれば、所有権は、人が自分の労働を労働の対象に投資することによって発生する。同様に、知的所有権は、人が知的なものを対象に労働を投資することによって発生すると考えられる。その意味で、知的所有権という権利は、人(労働の主体)が知的なもの(労働の対象)に知的労働を付け加えなければならない、ということを前提とする。ここで、知的労働とは、単純な機械的労働(例えば工場の生産ラインでの労働や畑で野菜を育てる労働など)とははっきり区別されるが、一種の労働価値も有する。このように、知的労働における労働の価値が知的所有権制度の基礎におかれると考えられている。なぜなら、知的労働を知的所有権の基礎にしたならば、個人の知的創造への積極性が刺激され、多くの個人の知的創造が文化や人類の発展を押し進めることを可能にするが、このことはまさに知的所有権制度の目的と合致するからである。それ以外の目的、例えば情報

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 前掲注、4 頁。

<sup>3</sup> 前掲注、5 頁参照。

<sup>4</sup> 前掲注。

<sup>5</sup> 前掲注。

<sup>6</sup> 李洋(2004)「再评洛克财产权劳动理论(ロックの財産権労働理論に対するあらためての考察について)」『现代法学』第 26 卷第 1 期、172 頁参照。

の自由、国家の利益、社会の福祉などを保障するという目的を知的所有権の基礎にするならば、個人は知的活動にさほど熱心に参加しはしないだろう<sup>7</sup>。その結果、社会における知的生産は過小になってしまう。

かつてマルクスが「人間の本質は労働にある」と主張したように8、単純労働にせよ、 知的労働にせよ、いずれも人という主体が労働の対象という客体に主観的能動性を働 かせ発生するものだと考えられる。それゆえ、労働の価値は人の主観的能動性によっ て決まるものである。また、人の主観的能動性は人の天賦的才能によって決まるもの である。したがって、労働の価値は最終的に人の天賦的才能によって決まるものだと いっても良い。そうであるならば、知的所有権制度が知的労働を基礎にしたことは、個 人の才能を尊重することを表しており、その意味で、個人の才能が知的所有権におい て核心的な位置におかれるといっても良い。なぜなら知的所有物の産出は、個人の物 理的な労働にも依存するが、個人の才能に決定的に依存するからである。

個人の才能は社会正義の視点から見れば、個人の完全なものだとみなされるべきであるかどうかが争点である。それゆえ、個人の才能を通じて獲得された所有物は、個人に完全に所有されるものであるかどうかも焦点となったと考えられる。それに対して、大きな分岐が見られるのは、正義について有名な哲学者、ロールズとノージックの正義論である。ロールズは正義の二原理を基礎とした「公平としての正義」を唱えた『正義論』の思想で知られている。一方、ロールズの正義の二原理に対抗して、ノージックは保有物の権原理論を提唱した。すなわち、保有物の権原理論は保有物の獲得(原始取得や移転を含む)や匡正原理から構成されており、それに基づいて保有物を取得した場合は、個人はそれに対する権原を有するという権利の発生源と権利の移転の根拠を定める理論である。

<sup>7</sup> 前掲注。

<sup>8</sup> マルクスは、「意識している生命活動は、動物的な生命活動から直接に人間を区別する。まさにこのことによってのみ、人間は一つの類的存在なのである。あるいは、人間がまさに一つの類的存在であるからこそ、彼は意識している存在なのである、すなわち、彼自身の生活が彼にとって対象なのである。ただこのゆえにのみ、彼の活動は自由なる活動なのである。疎外された労働はこの関係を、人間が意識している存在であるからこそ、人間は彼の生命活動、彼の本質を、たんに彼の生存のための一手段とならせるというふうに、逆転させるのである…人間の類的存在を、すなわち自然をも人間の精神的な類的能力をも、彼にとって疎遠な本質とし、彼の個人的生存の手段としてしまう。疎外された労働は、人間から彼自身の身体を、同様に彼の外にある自然を、また彼の精神的本質を、要するに彼の人間的本質を疎外する」と述べている。カール・マルクス(城塚登・田中吉六訳)(1964)『経済学・哲学草稿』岩波書店、96-98 頁参照されたい。

ロールズが個人の才能を社会的な資源とみなすのと違って、ノージックは、個人の 才能は社会的な資源ではなく、もっぱら個人の所有物であると主張する。それゆえ、個 人の才能を通して獲得した保有物が保有物の権原理論における弱い方の但し書き(あ る保有が他の人の立場を悪化させない)に反しない限り、個人はそれに対する権原を 持つ。つまり、ノージックの保有物の権原理論に従えば、保有物は原始取得や譲渡の過 程において弱い方の但し書きを満たすならば、正義がかなっているとみなされるべき であり、それゆえ、個人は正義にかなった保有物に対する権原を持つのである9。その 権原の行使は個人の自由を実現する方途と考えられ、個人の自由はまた、個人が自由 に生産活動に参加することを促進し、それゆえ個人の生産性が向上し、ひいては社会 全体の生産性も向上するようになる10。 このように、 個人の才能は結局は個人の積極性 につながるのである。知的所有権の場合、個人の才能を尊重することは、個人の知的所 有物を尊重することでもあるがゆえに、個人の知的活動への積極性を促進しうる。な ぜなら、哲学の視点からみれば、知的所有権制度が個人の知的所有物を尊重すること は、個人の知的所有が「権利」や「正義」という倫理的原理によって正当化されるとい う制度上の保証のことであり、それゆえ個人の積極性が鼓舞され、社会全体の生産性 も向上するからである。

以上のことから、知的所有権制度の設定の目的は、個人の才能を活かし、ひいては社会における産業の発達や文化の発展を促すことにあり、根本的に言えば、社会全体の生産性をあげることにある、ということがわかる。だが、生産性の追求一辺倒では、不公平の問題が生じる。知的所有権制度において知的所有権の独占を認めるならば、すでに述べた通り、個人が知的所有物を積極的に生産するようになり、そのことによって社会全体の生産性が向上する。一方、個人の天賦的な才能の差があるゆえに、才能の差と独占という両方の要因による知的所有の格差が必ず生じる。その格差がどんどん拡大していけば、知的所有に関する不公平が深刻な問題となる。この不公平の問題は、あらゆる社会制度が自由放任主義へ偏ることからもたらされる弊害と同様である。特に、知的所有権制度の場合、次のような特別な事情により不公平の問題がより際立っている。人々は先人の知的成果を基礎にしてこそ、知的活動を展開することができ、先人の知的成果を離れて知的活動を行うことはただの空想にすぎない。その意味で、知

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> ロバート・ノージック(嶋津格訳)(1992)『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社、299 頁参照。

<sup>10</sup> 自由放任主義によれば、国家による国民経済への統制と干渉が排除された場合、個人や企業の自由競争によって経済がおのずから公益に合致する結果が生まれるのである。

的成果は、人類の知恵の結晶であり、ある知的成果はある特定の人の所有物ではなく、 人類の知恵の歴史に属すものなのである。もし知的所有権の独占が恒久的な独占とし て知的所有権制度によって規定されるならば、ある知的所有物の独占という行為は、 当該の知的成果に関わる先人たちの知的貢献を無視してしまう行為であるばかりか、 先人たちを不公平な待遇で扱う行為であるとさえ言えるであろう。さらに、ある人が ある知的発見を知的所有権の主張を通して独占していることは、他の人がその知的所 有物を利用する機会を奪うことにつながり、その意味で、他の人を不公平に扱ってし まうことと等しいのである。いずれにせよ、生産性の追求のために知的所有権の独占 を認める一方、公平性に配慮しながらその独占に対する何らかの制限を課すべきであ る。正義の要請からすれば、知的所有権の独占は財産権の恒久的な独占と同じように 見なすことができない。なぜなら、道徳的な要請に従えば、知的所有の格差という不公 平の問題を解決するために、補償をせねばならない、さもないと、知的所有権制度は正 義の理念と離反してしまうからである。その補償は、生産性の追求の偏りがもたらし た不公平への対策、いわば社会正義を実現するための対策であり、その本質は社会に おける生産性と公平性のバランスを取ることにある。知的所有権制度における生産性 と公平性のバランスに関して、ロールズの正義の二原理から検討してみる。

### 二、知的所有権制度における正義

ロールズによれば、正義がかなった社会は次のような正義の二原理を満たすべきである。すなわち、

#### 第一原理

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な[手広い生活領域をカバーでき、種類も 豊富な]制度枠組みに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な枠 組みといっても[無制限なものではなく]他の人々の諸自由の同様[に広範]な制度枠 組みと両立可能なものでなければならない。

#### 第二原理

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。 —(a、格差原理) そうした不平等が各人の利益になると無理なく予期しうること、 かつ(b、機会均等原理) 全員に開かれている地位や職務に付帯する[ものだけに不 平等をとどめるべき]こと。11

<sup>11</sup> ジョン・ロールズ(川本隆史・福間聡・神島裕子訳)(2010)『正義論』紀伊国屋書店、84 頁。

ロールズの正義の二原理は、前者が平等な自由の原理と称され、後者が機会均等の原理と格差原理の結合と称される。両者の関係については、ロールズによれば、第一原理は第二原理に優先し、第二原理において機会均等の原理は格差原理に優先する。正義の二原理を実現した社会は、次の三つの特徴をもつ。第一に、各種の基本的権利及び義務は平等に分配されることと同時に社会の協働による利益及び負担も平等に割り当てられることが保証される。第二に、あらゆる人に社会の職務及びそれがもたらす地位へ着くことができるような平等な機会を与えることが保証される。第三に、経済的利益の格差が容認される条件として最も不遇な人々さえも受益者となり補償されるならば、社会全員が利益を享受しうる。つまり、経済的利益の分配にもある程度は平等な結果がもたらされるのである。このように、正義の二原理を実現した社会は、「公平としての正義」という正義の理念を貫いた社会であり、そこにおける協働の条件を公平な条件で認め合うがゆえに公平な契約に達して公平な結果が生じる社会であると考えられる。

正義の二原理に見られるように、ロールズの正義論は平等主義的な傾向が強いとされる。しかし、なぜロールズは正義の二原理において格差原理を設定するのか。それは、社会が一方的に平等へ偏ることによる弊害、いわば平均主義の弊害を回避するためであり、また、人々が互いに競争しあうことによって自己の発展を促すことができ、ひいては社会の生産性を向上させられるためでもある。つまり、格差原理を通して、生産性を重視すると同時に、公平さを失わず、生産性と公平性のバランスをとっているのである。同じ様に、知的所有権制度における正義の問題を、ロールズの格差原理に照らして検討すると、以下の二つのことが言える。

第一に、生産性のために、知的所有権制度による知的所有権の独占を認めるべきである。知的成果を創出するためには、創造的な知的労働が必要である。もし知的成果に制度上のいかなる保障もなければ、誰もそれを産み出そうとしないということは容易に想像がつく。また、知的所有権の独占がなければ、知的所有物の無排他性という特徴ゆえに、複数の人が一つの知的所有物の知的所有権を同時に主張しあうこと、もしくは、同一の知的なものを対象に知的労働をなすという重複が資源の浪費を引き起こすということが生じる。前者の例として、知的所有権をめぐる訴訟があげられる。したがって、知的所有権制度においては、知的所有権の保障としての独占権が必要とされる。知的所有権の独占を設定することによって、社会におけるフリーライドという行為や怠け者の出現を防ぐことができる。このことは社会的・経済的な不平等が認められる

格差原理の目的と同じだと考えられる。

第二に、公平のために、知的所有権制度における知的所有物は一定の期間を経て社会全員に開かれるべきである。なぜならば、ある知的所有権が確定した時点で、他の人がそれを発見する機会が失われるので、公平としての正義からすれば、それに対する道徳的な補償がなされなければならないからである。もっともよい補償は、一定の期間が過ぎたら、その知的成果を社会全員に開く、ということである。その一定の期間に関しては、ノージックによれば、ある知的成果が先行者によって発見されなかったと仮定し、先行者以外の人がそれを発見するまでにかかる時間を推測し、その時間を有効期間として設定すべきである12。道徳的な補償という理由のほか、知的成果が先人の知的基礎の上に成り立つということからも、知的所有権制度は知的所有権に対する一定の有効期間を設定しなければならない。それは、再三述べたように、知的成果は先人の知的基礎を離れては存在しえないからである。このように、知的所有権に対する有効期間を設定することによって、社会における知的生産物のシェア問題が解決されうるのである13。要するに、知的所有権制度はロールズの正義の二原理に照らして設定されるならば、生産性と公平性のバランスをとることができ、理論上正しい制度となるだろう。

#### おわりに

以上の内容を要約するならば、知的所有権制度の設置に関する問題は、生産性と公平性のどちらを優先するかの問題であり、根本的に言えば、正義の問題である。この問題を解決するために、現行の知的所有権制度は生産性を優先し、公平性にも配慮するという理念によって設計されていると考えられる。以上の検討からも、知的所有権を財産権と同じようにみなすことができない一根拠として、公平としての正義という根拠があげられる、ということがわかる。なぜなら、財産権が公平性と関係ない強い方の権利概念であり、その権利の効力が理論上恒久的かつ継承可能なのに対し、知的所有権は権利の有効期限があり、その背後には公平としての正義という配慮があるからである。

「付記」本論文は中国国家留学基金の奨学金を受けた研究成果の一部である。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> ロバート・ノージック(嶋津格訳)(1992)『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社、305 頁参照。

<sup>13</sup> 李洋、前掲注、177 頁参照。

### 参考文献

中山信弘(1996)『マルチメディアと著作権』岩波新書

李洋 (2004) 「再评洛克财产权劳动理论 (ロックの財産権労働理論に対するあらためての考察について) | 『现代法学』第 26 卷第 1 期

カール・マルクス(城塚登・田中吉六訳)(1964)『経済学・哲学草稿』岩波書店 ジョン・ロールズ(川本隆史・福間聡・神島裕子訳)(2010)『正義論』紀伊国屋書店 ロバート・ノージック(嶋津格訳)(1992)『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社

# Consideration of Justice in the Intellectual Property System: Rawls's and Nozick's Theories

Jiacheng Yu(Hiroshima University)

Intellectual property rights have a monopoly during their validity period, which is protected by the legal system. This monopoly causes unfairness, which is also a problem of justice in the intellectual property system. In this paper, we first identify the purpose of setting up the intellectual property system, which is to promote the development of the cultural industry, and the design concept of the intellectual property system, which is based on Locke's labor value theory, i.e., the prior intellectual property system recognizes the core position of labor value in intellectual property. Labor is human labor, which basically depends on human talents; therefore, the value of labor basically depends on human talents. Nozick believes that human talents are completely personal; thus, the labor results based on talents should also belong to individuals. This view is considered to be liberalism. The advantage of liberalism is that it stimulates individual talents to create value and then promotes the development of industry and culture. However, Rawls believes that human talents should be seen as not a personal resource, but a social resource. Therefore, the country should implement a certain degree of redistribution of the income gap caused by the value created by human talent. Rawls proposed the "principle of justice," which embodies both the spirits of liberalism and egalitarianism. The validity period of intellectual property rights protection is based on this concept, which considers not only efficiency but also a certain degree of equality. This is the justice of the intellectual property system. The justice of intellectual property rights also shows that it is not appropriate to treat intellectual property rights as equal to property rights, which is an excessive claim for intellectual property rights.